

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等 活用条例(移住促進条例)

所管課：農村振興課

経営支援・担い手育成課

(平成 28 年度～)

京都府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、支援措置及び空家の適切な管理等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家及び耕作放棄地その他の農地の活用による移住の促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的としています。

■ 概要

○ 移住促進特別区域の指定

- ◆ 市町村長の申出に基づき、移住の促進等を図るための特別な対策を講じる必要があると認められる地域を「移住促進特別区域」（以下「特別区域」）に指定

○ 空家所有者等の責務

- ◆ 移住促進の施策への協力義務

特別区域内の空家所有者（管理者）及び住民には、府や市町村等が行う空家を活用した移住促進施策について協力する努力義務を規定

- ◆ 空家を適切に管理する義務

特別区域内の空家所有者（管理者）には、移住促進の取組を阻害することがないように、空家を適切に管理する義務を規定

○ 特別区域内の空家及び農地の登録

- ◆ 特別区域内に所在する空家及び農地のうち、市町村長の申出に基づき、移住の促進等に活用する空家・農地を予め登録（登録空家・登録農地）
- ◆ 税の軽減等の支援措置の対象を登録空家・登録農地に限定

○ 特別区域内において府が実施する施策

- ◆ 不動産取得税の軽減

移住者等による登録空家及び登録農地の取得に係る不動産取得税の税率を通常の2分の1に軽減

- ◆ 補助金の交付

登録空家の改修等に必要な経費に対して補助金を交付

- ◆ 金利負担の軽減

登録空家の取得・改修及び登録農地の取得に必要な資金の調達に係る金利負担を軽減